

会津労働基準監督署発表
令和8年2月18日(水)

【照会先】
会津労働基準監督署
第一方面主任監督官 村上 航
(電話) 0242-26-6494

報道関係者 各位

最低賃金法違反容疑で書類送検

5か月分の賃金不払いの疑い

会津労働基準監督署(署長 管家紀男)は、本日、株式会社照岡屋渡会製菓及び同社代表取締役を、最低賃金法違反の疑いで田島区検察庁に書類送検しました。

【事件の概要】

労働者7名に対する令和7年1月分から同年5月分までの定期賃金(合計約340万円)を、それぞれの所定支払日に支払わなかった疑い。

1 被疑者

株式会社照岡屋渡会製菓

所在地：福島県南会津郡只見町小林

事業内容：生菓子製造業

同社 代表取締役 A

2 違反条文【(関係条文)参照】

被疑者株式会社照岡屋渡会製菓、被疑者Aとともに、最低賃金法違反
同法第4条第1項及び同条第2項(最低賃金の効力)

同法第40条(罰則)

同法第42条(両罰規定)

3 被疑内容

最低賃金法では、労働者に対し、最低賃金額以上の賃金を支払わなければならぬことが規定されていますが、被疑者Aは、労働者7名に対する令和7年1月分から同年5月分(令和7年1月1日から同年5月31日)までの定期賃金合計約340万円を、それぞれの所定支払日である翌月末日に、福島県最低賃金(時間額955円)以上の賃金を支払わなかった疑いがあるものです。

また、最低賃金法では、労働者に対し、最低賃金額以上の賃金を支払わなければならず、最低賃金額より低い賃金額を労働者と使用者の双方が合意のうえで定めて無効とされ、最低賃金額と同額の定めをしたものとみなすと規定されていますが、上記労働者7名のうち6名に対しては、上記期間の定期賃金について、福島県最低賃金を下回る賃金額(時間額829円から954円)を定めていた疑いがあるものです。

4 福島県最低賃金の金額

福島県最低賃金は、令和6年10月5日から令和7年12月31日までの期間は時間額955円でした。なお、令和8年1月1日からは時間額1,033円に改定されています。

最低賃金法

(最低賃金の効力)

第四条 使用者は、最低賃金の適用を受ける労働者に対し、その最低賃金額以上の賃金を支払わなければならない。

二 最低賃金の適用を受ける労働者と使用者との間の労働契約で最低賃金額に達しない賃金を定めるものは、その部分については無効とする。この場合において、無効となつた部分は、最低賃金と同様の定をしたものとみなす。

(以下略)

(罰則)

第四十条 第四条第一項の規定に違反した者（地域別最低賃金及び船員に適用される特定最低賃金に係るものに限る。）は、五十万円以下の罰金に処する。

(両罰規定)

第四十二条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、前三条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても各本条の罰金刑を科する。